

塗装工場に関する法令

塗装工場に関する法令

1. 計画前に確認頂く事項

1－1 都市計画法の用途地域をご確認下さい。

- 1) 住宅地域には工場は建てる事は出来ません。
- 2) 近隣商業・商業地域には、小規模の工場しか建てる事は出来ません。

3) 準工業・工業・工業専用地域に工場を計画して下さい。

1－2 有機溶剤作業を行う場合は、「局所排気装置又は、プッシュプル型換気装置を設けなければならない」と成っています。

これは「事業者」の責任です。

(有機溶剤中毒予防規則 第2章 第5条 参照)

換気性能は厚生労働大臣が定めた性能を満足しなければならない

換気方式 上下一様流（自動車の車体塗装の場合）

換気量 0. 2 m/sec

(ブース床面積×0. 2 m/s×60 sec＝総風量)

換気状態 ブース床面積を16分割以上にし、各中心の床上

1. 5 mで平均風速0. 2 m/s以上 かつ各

測定値の上限が1. 5倍以下 下限0. 5倍以上に

入っている事

- 1－3 悪臭防止法により排出ガスの濃度規制がある地域があります。境界線での濃度規制ですが、地域により濃度が異なりますので、都道府県庁などに事前にご確認下さい。

※濃度規制の無い地域でも、排気ダクトは近隣に配慮した形状で設置して下さい。

2. 工場計画が決まったら届出が必要

2-1 労働基準監督署（労働安全衛生法 第10章 参照）

- | | |
|---------------------------|--|
| 1) 有機溶剤設備等設置届
必要添付書類 | 様式第5号 着工30日以上前に
工場全体図及び工場周辺見取図
機械の概要図
カタログ
圧力損失計算書 |
| 2) 機械等設置届（乾燥機用）
必要添付書類 | 様式第20号 着工30日以上前に
工場全体図及び工場周辺見取図
機械の概要図
カタログ
機械の仕様明細その他 |

2-2 消防署 予防課 予防規則

- | | |
|---|--|
| 1) 火を使用する設備等の設置届
必要添付書類 | 様式第4号 着工7日以上前に
工場全体図及び工場周辺見取図
機械の概要図
機械の仕様明細その他 |
| 2) 危険物（塗料など）の取扱量による規制
消防法では、「危険物」の危険性に応じて指定数量を定めています。
第1石油類・・・200ℓ
第2石油類・・・1000ℓ | |

取扱数量と指定数量の比を倍数で表します。

指定数量の倍数が「1」以上の場合

危険物取扱所などの許可が必要となります。又、保管庫も必要です。

（危険物取扱の有資格者が必要です）

指定数量の倍数が「0.2～1未満」の場合

少量危険物貯蔵取扱所の届出が必要となります。保管庫も必要です。

（危険物取扱の有資格者は不要です）

※大多数の工場の調色室は「少量」で届出を行っています。

指定数量の倍数が「0.2未満」の場合

届出の必要はありません。

※大多数の工場の作業エリアはこれに該当します。

詳しくは、取引先塗料販売店様とご相談下さい。

3) 調色室を造られる場合

耐火構造・防爆器具・防油堤などの基準があります。所轄の消防署への確認が必要となります。

4) 消火設備

工場面積などで、消火設備が必要と成りますので、所轄の消防署で確認願います。

2-3 市町村 公害管理課（担当部署は確認が必要）

- ・特定施設設置届（騒音規制法・振動規制法） 着工 30 日以上前に
コンプレッサー及び送風機の 7.5 k w以上のもの
（設置地域により規制値が違う為、事前確認が必要）

必要添付書類 工場全体図及び工場周辺見取図
 機械の概要図
 機械の仕様明細その他

- ・**煤煙発生施設設置届・炭化水素類に係わる届出が必要となる場合があります。**

3. 関係官庁の検査前までに用意頂く物

3-1 作業場に掲示して頂く看板

有機溶剤等使用の注意事項 一、人体に及ぼす作用 (主な症状) (1) 頭痛 (2) けん怠感 (3) めまい (4) 貧血 (5) 肝臓障害 二、取扱以上の注意事項 (1) 有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。 (2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。 (3) できるだけ風上で作業を行ない、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。 (4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。 三、中毒が発生したときの応急処置 (1) 中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、すみやかに衛生管理者、その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。 (2) 中毒にかかった者の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、身体の保温に努めること。 (3) 中毒にかかった者が意識を失っている場合は、口中の異物を取り除くこと。 (4) 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合は、すみやかに、人工呼吸を行なうこと。	
--	--

第二種有機溶剤

3-2 塗装ブースに掲示して頂く看板



有機溶剤 作業主任者の職務

- 有機溶剤により汚染され、吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指導すること。
- 局所排気装置又は全体換気装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 保護具の使用状況を監視すること。
- タンクの内部における作業に際しては、次の措置を確認すること。
 - 作業開始前、タンクのマンホールなど開口部をすべて開放すること。
 - 身体が有機溶剤等により著しく汚染したとき、また作業が終了したときは、直ちに身体を洗浄させ、汚染を除去させること。
 - 事故の発生にそなえ、タンク内部の労働者に対する退避設備又は器具等を整備しておくこと。
 - 有機溶剤等を入れたことのあるタンクについては、作業開始前に、有機溶剤等のタンクからの排出、などの措置を講ずること。

作業主任者

版-24



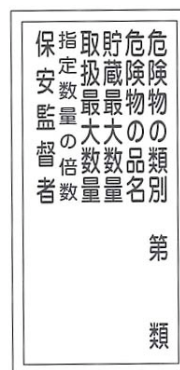
乾燥設備 作業主任者の職務

- 乾燥設備をはじめて使用するとき、又は乾燥方法若しくは乾燥物の種類を変えたときは、作業者にあらかじめ当該作業の方法を周知させ、かつ、当該作業を直接指揮すること。
- 乾燥設備及びその附属設備について不備な箇所を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。
- 乾燥設備の内部における温度、換気の状態及び乾燥物の状態について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。
- 乾燥設備がある場所を常に整理整頓し、及びその場所にみだりに可燃性の物を置かないこと。

作業主任者

版-3

3－3 少量危険物保管庫（調色室）に掲示して頂く看板



4．作業主任者の選任（労働安全衛生法 第3章 第14条）

事業者は、技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の労働省令で定める事項を行わせなければならない。

有機溶剤作業主任者

乾燥設備作業主任者（温風付ブース・乾燥炉）

5．定期自主検査（有機溶剤中毒予防規則 第4章）

事業者は、1年以内に1回定期自主検査を行わなければならない。
検査記録は3年間保管

6．作業環境測定（労働安全衛生法 第7章 第65条）

事業者は、有害な業務を行う作業場で、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

※作業環境測定は作業環境測定士が6ヶ月に1回（年2回）行い、結果を評価しなければならない。

7. その他関係法令

7-1 P R T R 法（化学物質排出移動量届出制度）

事業所別に所在地の都道府県に届出を行う
特定化学物質（トルエン・キシレンなど）を1年間に1 t 以上
取扱う事業所を所有する事業者
（常用雇用者21人以上が対象）

7-2 V O C 排出規制（揮発性有機化合物排出規制）

塗装設備 排気風量が1666 m³/min 以上
排出量700 ppmC

7-3 粉塵障害防止規則（第8条）

粉塵発散の程度、作業工程によっては、全体換気装置などが必要となる場合があります。
※作業主任者・自主検査・作業環境測定が必要となります。

7-4 認証工場（専門認証工場）国土交通省・地方運輸局長の認証 重要保安部品の分解整備を行う場合は、認証工場又は、部分的な作業に限る専門認証工場の認証を取得しなければなりません。

8. 特定業務健康診断

8-1 有機溶剤健診

塗装作業・パテ作業従事者は6ヶ月ごとに健診し結果は5年間保存

8-2 じん肺健診

グラインダー作業・サンディング作業・溶接作業従事者は管理区分により、1年又は3年毎に健診し結果は7年間保存

8-3 騒音健診

作業場により確認下さい。健診結果は3年間保存

8-4 振動工具健診（行政指導）

振動工具を扱う業務従事者は6ヶ月ごとに健診する事

8-5 引金付き工具健診（行政指導）

引金工具・インパクトレンチ・スプレーガン・スポット溶接などを扱う業務従事者は6ヶ月ごとに健診する事